

熊本市事務分掌条例の一部改正について

熊本市事務分掌条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市事務分掌条例の一部を改正する条例

熊本市事務分掌条例（昭和46年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の局及び研究所」を「に掲げる組織」に改め、

「 総務局		「 市長政策総室
企画振興局	を	総務局
財政局	」	財政局
		市民局
		」
「 都市建設局	」を	「 都市建設局
		東京事務所
		」

に改める。

第2条中「局及び研究所」を「組織」に改め、総務局の項の前に次のように加える。

市長政策総室

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 市政全般の総合的企画並びに重要な政策の立案及び調整に関すること。

第2条中企画振興局の項を削り、財政局の項の次に次のように加える。

市民局

- (1) 市民生活及び区政に関すること。
- (2) 広報及び広聴に関すること。
- (3) 情報化の推進に関すること。

(4) 人権に関すること。

第2条中都市建設局の項の次に次のように加える。

東京事務所

- (1) 国会、各省庁その他関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 市政に関連のある情報の収集及び発信に関すること。
- (3) 企業立地に関すること。
- (4) 首都圏における観光宣伝その他のシティセールスに関すること。
- (5) その他特命事項に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(熊本市交通安全対策会議条例の一部改正)

- 2 熊本市交通安全対策会議条例（昭和45年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第6条中「企画振興局」を「市民局」に改める。

(熊本市町界町名審議会条例の一部改正)

- 3 熊本市町界町名審議会条例（昭和53年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第11条中「企画振興局」を「市民局」に改める。

(提出理由)

執行体制の再編に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。